の㈠」を加え、「第〇三〇七・二九号の一及び三」を「第〇三〇七・二二号、第〇三〇七・二九号の二」に、「並びに第〇三〇七・七九号の一の㈠及び三の㈠」を「、第〇三〇七・七二号の一及び第〇三〇七・七九号の二の㈠」に改め、同条第五号中「第〇三〇二・九〇号の一」を「第〇三〇二・九〇号の一」に改め、同条第六号中「に掲げる」を「及び第〇三〇五・五三号に掲げる」に改め、同条中第三十三号を第三十五号とし、第十一号から第三十二号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「並びに第〇三〇七・九九号の一及び三」を「、第〇三〇七・九二号及び第〇三〇七・九九号の二」に改め、「いか（もんごういかを除く。）及び」を削り、同号を同条第十二号とし、同条第九号中「第〇三〇七・四一号並びに第〇三〇七・四九号の一及び三」を「第〇三〇七・四二号、第〇三〇七・四三号及び第〇三〇七・四九号の二」に改め、「（セピア・オフィキナリス）」を削り、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第〇三〇五・五九号の二、第〇三〇五・六九号の二、第〇三〇五・七二号の二の㈡及び三の㈡並びに第〇三〇五・七九号の二の㈡及び三の㈡」を「第〇三〇五・七二号の二の㈡のB及び㈢のB並びに第〇三〇五・七九号の二の㈡のB及び㈢のB」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号の次に次の二号を加える。

八　関税率表第〇三〇五・五四号に掲げる貨物のうち、にしん（クルペア・ハレングス及びクルペア・パラスィイ）、いわし（サルディノプス属又はエングラウリス属のもの）、さば（スコムベル・スコムブルス、スコムベル・アウストララシクス及びスコムベル・ヤポニクス）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス・サイラ）

九　関税率表第〇三〇五・六九号の二に掲げる貨物のうち、にしん（クルペア属のもの）、たら（ガドゥス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エトルメウス属又はサルディノプス属のもの）、あじ（トラクルス属又はデカプテルス属のもの）及びさんま（コロラビス属のもの）

（通関業法施行令の一部改正）

第五条　通関業法施行令（昭和四十二年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

（通関業の許可を承認の手続）

第二条の二　法第十一条の二第二項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。

一　被相続人である通関業者の氏名及び住所

二　相続があつた年月日

三　その他参考となるべき事項

2　法第十一条の二第四項の規定による承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該承認を受けようとする承継に係る通関業の許可をした税関長に提出しなければならない。

一　合併若しくは分割をしようとする通関業者又は当該通関業を譲り渡そうとする通関業者の名称又は氏名及び住所

二　合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人若しくは分割により前号の通関業者の通関業を承継する法人又は当該通関業を譲り受ける者の名称又は氏名及び住所

三　合併若しくは分割又は第一号の通関業者の通関業の譲渡しが予定されている年月日

四　その他参考となるべき事項

3　前二項に規定する申請書には、当該申請書を提出する者（以下この項において「申請者」という。）の資産の状況を示す書面その他財務省令で定める書面を添付しなければならない。ただし、税関長は、申請者の資力その他の事情を勘案してその添付の必要がないと認めるときは、その必要がないと認める書面の添付を省略させることができる。

（関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令の一部改正）

第六条　関税定率法第五条の規定による便益関税の適用に関する政令（昭和三十年政令第二百三十七号）の一部を次のように改正する。

別表アフリカの項中「セーシェル」を削る。

（関税割当制度に関する政令の一部改正）

第七条　関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表第〇四〇一・一〇号、第〇四〇一・二〇号、第〇四〇一・四〇号、第〇四〇一・五〇号、第〇四〇三・一〇号、第〇四〇三・九〇号、第〇四〇四・九〇号、第一八〇六・二〇号、第一九〇一・一〇号、第一九〇一・二〇号、第一九〇一・九〇号、第二一〇一・一二号、第二一〇一・二〇号、第二一〇六・一〇号及び第二一〇六・九〇号の項、第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項、第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二二号の項、第〇四〇二・九一号の項、第〇四〇四・一〇号及び第〇四〇四・九〇号の項並びに第〇四〇五・一〇号及び第〇四〇五・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に改める。

別表第〇四〇六・一〇号、第〇四〇六・四〇号及び第〇四〇六・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで」に、「六二、六〇〇トン」を「六二、〇〇〇トン」に改める。

別表第〇七一三・一〇号、第〇七一三・三二号、第〇七一三・三三号、第〇七一三・三四号、第〇七一三・三五号、第〇七一三・三九号、第〇七一三・五〇号、第〇七一三・六〇号及び第〇七一三・九〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から同年九月三〇日まで」に、「七〇、〇〇〇トン」を「五〇、〇〇〇トン」に改める。

別表第一〇〇五・九〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「二、一〇七、七〇〇トン」を「四、一九二、五〇〇トン」に、「平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「三六五、〇〇〇トン」を「三〇八、〇〇〇トン」に、「一〇九、五〇〇トン」を「一〇九、四〇〇トン」に、「五六、四〇〇トン」を「一二五、五〇〇トン」に改める。

別表第一一〇七・一〇号及び第一一〇七・二〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「二四七、八〇〇トン」を「二七九、二〇〇トン」に改める。

別表第一一〇八・一三号、第一一〇八・一四号、第一一〇八・一九号、第一一〇八・二〇号、第一九〇一・二〇号及び第一九〇一・九〇号の項中「平成二七年一〇月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「八三、五〇〇トン」を「一六七、〇〇〇トン」に改める。

別表第一二〇二・三〇号、第一二〇二・四二号及び第一二〇二・四四号の項、第一二一二・九九号の項並びに第一八〇六・二〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に改める。

別表第二〇〇二・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「三七、六〇〇トン」を「三七、七〇〇トン」に改める。

別表第二〇〇八・二〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に、「三八、〇〇〇トン」を「四〇、一〇〇トン」に改める。

別表第二一〇六・九〇号の項、第四一〇一・二〇号、第四一〇一・五〇号、第四一〇一・九〇号、第四一〇四・一一号、第四一〇四・一九号、第四一〇四・四一号、第四一〇四・四九号、第四一〇七・一一号、第四一〇七・一二号、第四一〇七・一九号、第四一〇七・九一号、第四一〇七・九二号及び第四一〇七・九九号の項、第四一〇五・三〇号、第四一〇六・二二号、第四一一二・〇〇号及び第四一一三・一〇号の項、第五〇〇一・〇〇号及び第五〇〇二・〇〇号の項並びに第六四〇三・二〇号、第六四〇三・四〇号、第六四〇三・九九号、第六四〇四・一九号、第六四〇四・二〇号、第六四〇五・一〇号及び第六四〇五・九〇号の項中「平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日まで」を「平成二八年四月一日から平成二九年三月三一日まで」に改める。

別表アフリカの項中「セーシェル」を削る。